

議案第 3 号

行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(八幡浜市事務分掌条例の一部改正)

第 1 条 八幡浜市事務分掌条例（平成 2 3 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
(分掌事務) 第 2 条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 総務企画部 (1)～(12) (略) <u>(13) (略)</u> <u>(14) 国土調査に関すること。</u> (15) (略) 市民福祉部 (1)～(9) (略) 産業建設部 (1)～(4) (略) <u>(5) 市営住宅に関すること。</u> <u>(6)・(7) (略)</u> (8)～(11) (略)	(分掌事務) 第 2 条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 総務企画部 (1)～(12) (略) <u>(13) 市営住宅に関すること。</u> <u>(14) (略)</u> (15) (略) 市民福祉部 (1)～(9) (略) 産業建設部 (1)～(4) (略) <u>(5)・(6) (略)</u> <u>(7) 国土調査に関すること。</u> (8)～(11) (略)

(八幡浜市水防協議会条例の一部改正)

第2条 八幡浜市水防協議会条例（平成17年条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>防災担当課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>総務課</u> において処理する。

(八幡浜市交通安全対策会議条例の一部改正)

第3条 八幡浜市交通安全対策会議条例（平成17年条例第149号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 会議の庶務は、 <u>交通安全対策担当課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 会議の庶務は、 <u>総務課</u> において処理する。

(八幡浜市国民保護協議会条例の一部改正)

第4条 八幡浜市国民保護協議会条例（平成18年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>防災担当課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>総務課</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

行政組織機構改革に伴い、所要の改正を行うため。

